

第3期始良市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方

始良市パブリックコメント実施要綱に基づき、第3期始良市子ども・子育て支援事業計画（素案）を公表し、広く市民の皆様の見解を伺うパブリックコメントを実施しました。

いただいたご意見とその意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、次のとおり公表します。

なお、いただいたご意見等は、趣旨を損なわない程度に要約させていただいております。

1 集計結果等

(1) 実施期間

令和7年2月6日（木）から令和7年3月5日（水）まで

(2) 意見の提出方法、提出人数及び意見の件数

提出方法	提出人数（人）	意見件数（件）
電子メール	1	3
合 計	1	3

2 ご意見の概要と市の考え方

No.	章番号および頁	意見の主な内容	市の考え方（回答）
1	第3章 74 ページ 2 教育・保育の提供体制の確保 75 ページ以降 各表	例えば、蒲生在住、職場は鹿児島市にも関わらず、加治木地区の保育施設しか空きがないという場合があります。子どもを送迎してからとなると通常よりも余分に通勤時間を要することとなり、生活に様々な影響が出ることが予想されるため、就労を諦めるパターンが発生していると声を聞きます。 居住地域ごとの見込み量を分析し、居住地から一定の距離内にある保育施設の中で、希望者が利用を確保できるような仕組みづくりを進めていただけると、より安心して子育てができるようになると思います。	本計画では、教育・保育の区域を、需給調整に柔軟に対応できることや、一時的な子どもの数やニーズの増減に対して弾力的に運用しやすいことから、従前の計画（第1期・第2期）と同様、「市全域（1区域）」で教育・保育の量の見込みを定めることとしております。 貴重なご意見として参考とさせていただきます。
2	第3章 83 ページ ⑧一時預かり事業	始良市子ども館「ちるどん」の一時預かり利用においては、“どういった理由で保育ができないため預かりを依頼します。”という説明が必要になっています。 子育てをするにあたって、保護者の精神的・体力的負担が大きくなっている現状を踏まえ、「保育できない理由」がなくても子どもを預けることができる事業は不可能でしょうか。 利用回数を無制限にすると各種問題が発生すると思いますので、月1回など利用可能上限を設けたうえで一時的に子どもを預かってくれる場所があると、より子育てがしやすい町になると思います。	一時預かりを利用するにあたってその理由を確認させていただく場合がございますが、あくまでニーズの把握のためであり、「保育ができない理由」が一時的預かりの利用を制限するものではございません。 貴重なご意見として参考とさせていただきます。

3	第3章 86 ページ ⑬放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学校の放課後で「アフタースクール」を設けるのはどうでしょうか。 放課後の空き教室や、使用していないグラウンド、体育館等を活用し、「習いごと」に相当することが出来るのではないかと考えます。 場所の使用に係る各種費用やセキュリティ面等、考慮することはありますが、利用する子どもにとっては、移動せずに、見知った学校の友達と、学校教育だけではカバーできないことを経験でき、両親の就労が終わるまで安全に過ごすことができます。 また、利用する両親にとっては、就労が終わるまで子供が安全に過ごせる場所が確保でき、「小一の壁」を前に就労を諦めることが減り、習い事への送迎の負担を軽減しつつそれを理由に諦めていた習い事を子供に経験させることができます。ぜひ一度ご検討いただけますと幸いです。	71 ページにあるとおり、現時点において実施計画はありませんが、貴重なご意見として参考とさせていただきます。
---	---	---	---